

大規模地震時における

ボランティア判定士募集のお知らせ

(避難所開設に伴う判定士)

大規模地震が発生した際には、避難所となる建物（学校の体育館等）が使用可能であるかの応急危険度判定を行います。

避難所建物の応急危険度判定を早急に行うことは、避難者の安心と安全を確保するための初期活動として、非常に重要な業務であると考えています。

多くの避難所を早期に開設するには、一人でも多くの応急危険度判定士の協力が必要です。ボランティアとして、市職員と一緒に判定業務に携わっていただける『ボランティア判定士』を募集します。

建築技術の専門家として日頃より培われた知識や技術力を活かし、ボランティア判定士として市民の安全確保に是非ご協力ください。

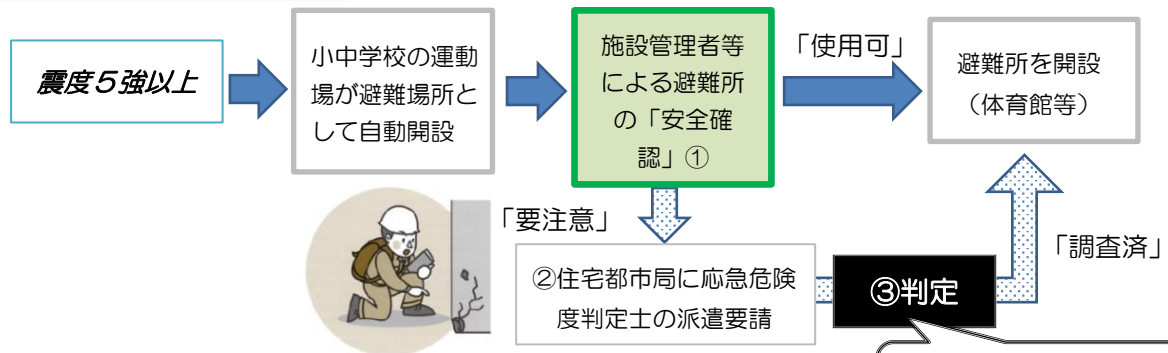
ボランティア判定士の活動内容

名古屋市職員（技術職員とは限らない）と2人でチームを組み、指示された避難所の応急危険度判定活動を行います。

- 応急危険度判定に関連する技術的な事項については、主にボランティア判定士が行います。
- 施設管理者に対する被災状況説明や必要な応急修繕の教示は、市職員及びボランティア判定士で協力して行います。
- その他の事項については、主として市職員が行います。

（注意）この活動は、名古屋市住宅都市局建築指導部が行う民間住宅等の応急危険度判定とは異なり、発災直後に避難所を開設するための活動です。

避難所開設までの流れ



①体育館等を避難所として使用するため、施設管理者や近隣住民がチェックシートを用いて、外壁落下やクラックの目視確認を行う。

②安全性に疑問のある場合は、住宅都市局に応急危険度判定士の派遣を要請する。

③応急危険度判定士の判定を経て、避難所を開設する。

この部分での協力をお願いします。

ボランティア判定士の参集

地震発生

震度5強以下・・・名古屋市から電話またはメールによる要請の連絡があった場合に、要請された場所に集まっていただきます。
震度6弱以上・・・名古屋市から要請の連絡がなくとも、あらかじめ指定された場所に自発的に集まっていただきます。

参集場所は、市役所西庁舎（本部）のほかに、多くの被害が想定される中川、港、南区役所（津波警報発令時は熱田、南区役所）となります。そこが判定活動の拠点になります。

- 地震発生時には、家族、勤務先の状況や健康状態などに応じて、参集可能な場合に集まってください。
- 津波、火災などの情報がある場合は、無理な参集や判定活動は行いません。

応募要件及び応募方法

応急危険度判定士の資格を保有し、ご協力いただける方であれば、どなたでも応募いただけます。別紙「ボランティア判定士登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、名古屋市住宅都市局営繕部営繕課までメール、FAX、郵送でお申し込みください。

応募期間

随時、募集しています。

申し込み・問い合わせ先

名古屋市住宅都市局営繕部営繕課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL：052-972-2975 FAX：052-972-4174
E-mail：a2975-02@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp 担当 大澤

応募後の流れ等

- 応募いただいた方は全員、名古屋市でボランティア保険に加入します。
- 震度6弱以上の地震発生時に集まっていた場所については、応募状況を加味して決定し、メールにて各自に確認の連絡をさせていただきます。
- ボランティア判定士になられた方を対象として、説明会を予定しています。日時は決まり次第連絡します。
- 業務の説明、参集場所の確認、保険の手続き完了後、応急危険度判定業務にご協力いただきます。（保険の手続きが完了するまでは活動はできません。）